

令和7年度第2回菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日時：2025年12月22日 午後7時00分～午後8時00分

場所：本庁3階305大会議室

出席者：委員10名、保険年金課5名

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 質問書提出
- 5 議題

議題1 「菊池市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額について（質問）」

資料①【P1～8 菊池市国民健康保険税について：事務局説明】

委員

国保税の算定時の控除は基礎控除だけか？

事務局

おっしゃるとおり。

資料②【P9～16 菊池市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額について：事務局説明】

委員

大学生のアルバイトに対しても、賦課されるか。

事務局

18歳以上の場合は、基礎控除を引いた上でも所得があれば、課税されることになる。
住所地に所得照会を行う。

委員

県で示されたものは、所得割0.3%、均等割1,500円ということか？

事務局

県から仮算定が示されており、本市の算定方式では、このようになる。1月末に本算定が示される予定。

委員

本算定が出た後もこの数字で税率とする提案か？

事務局

本算定数値の示される時期に調整できれば、本算定の数値を参考にするよう考えている。

委員

示されたものを参考に賦課ということか？

事務局

おっしゃるとおり。

委員

だんだん上がっていくことだが、所得割だけの問題であって、均等割についてはどうなるか？

事務局

均等割も段階的に上がっていくと予想している。

委員

県の示す税率を参考にという説明だが、他に検討された経緯はあるか。

事務局

この制度は、令和8、9、10年度と段階的に上がる為、3年間を平準化した案を検討した。税率改正なく負担が上がらないのはメリットだが、先々の負担を前もって負担することとなるため、段階的に上げていく国の制度の趣旨等から、資料のとおり提案した。

委員

使い道が大事だと思うが、菊池市の税収になるのか？使い道に法的根拠があり、もうすでに決められているのか？

事務局

健康保険税と一緒に徴収し、県に納付金として納め、最終的には国で児童手当の拡充等の施策に使われるということになる。

委員

社会保険なども同様の仕組みか？

事務局

おっしゃるとおり。

委員

協会けんぽ、共済組合も、保険料に上乗せして徴収することに決まっており、報酬割、加入者割等の基準で保険者毎に割り振って徴収することとなっている。

議長

他に御意見は、ないか。ないようなので、先程江頭市長から諮問があつたため、答申をしなくてはいけない。

【多數決の取り方について事務局より説明】**議長**

提案された、令和8年度の子ども・子育て支援納付金課税額は、県が示す令和8年度

の税率を参考に賦課することが望ましいと思われる方は挙手をお願いしたい。

【全員挙手】

議長

では、提案された内容が望ましいということで進めたい。では議題1については終了する。

議題2 「その他について」

議長

それでは、議題2 「その他」は、事務局の方から何かないか。

【答申書について：事務局説明】

議長

答申について、会議を開催するか、事務局と会長に一任がいいか？

委員

事務局と会長に一任。

議長

それでは事務局と会長に一任で進めていく。他にないか。

以上で議題等終ったため、進行をお返しする。